

【分冊 1】

# 三重県公共工事共通仕様書

令和 2 年 8 月

令和 2 年 1 1 月一部改定

令和 3 年 4 月一部改定

令和 3 年 7 月一部改定

令和 4 年 7 月一部改定

令和 5 年 2 月一部改定

三 重 県



長された場合

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合

(2) 途中交代を認める際の現場対応は、以下のとおりとする。

①交代後の監理技術者等に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

②監理技術者等の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の監理技術者等を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。ただし、死亡、傷病の場合は除く。

### 3. 監理技術者及び特例監理技術者

受注者は、専任の監理技術者及び特例監理技術者について建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けており、かつ監理技術者講習を過去5年以内に受講した者のうちから、これを選任するものとし、資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを現場代理人等選任通知書に添付して発注者に**提出**するものとする。

### 4. 工場製作後に現場据付作業を伴う工事

受注者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する主任技術者又は監理技術者を1-1-1-4施工計画書に記載しなければならない。

### 5. 現場代理人等通知書

受注者は、現場代理人等通知書を工事契約締結時に発注者に**提出**しなければならない。

### 6. 技術者の専任・兼任

(1) 技術者の専任

受注者は、請負金額4,000万円（建築工事にあつては、8,000万円）以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、工場製作などにあつては、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省通知 令和4年12月23日付け 国不建第457号）によるものとする。

(2) 技術者の兼任

受注者は、請負金額500万円以上4,000万円未満（建築工事にあつては請負金額が1,500万円以上8,000万円未満）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、1人の主任技術者（監理技術者）が兼任できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円（建築工事のみの場合にあつては6,000万円）以下の場合はこの限りではない。

## 1-1-1-44 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件

### 1. 事前調査

受注者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。

また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占用者とその処置について打合せを行い、監督員に**報告**しなければならない。

### 2. 損傷時の処置

受注者は、工事の施工により河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、速やかに応急処置をとり監督員に**報告**するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じな

なければならない。

### 3. 不明の占用物件の処置

受注者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督員に**報告**し、その処置は予想される占有者の立ち会いを得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。

### 4. 工事関係者の調整等

受注者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。

なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。

## 1-1-1-45 踏荒し

### 1. 地権者の了承

受注者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。

### 2. 損傷時の処置

受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

## 1-1-1-46 契約不適合責任

契約不適合責任の履行の追完又は損害賠償の請求期間は、契約書第44条の2に示すほか、以下のとおりとする。

植栽等 1年以内

植栽等とは、樹木・地被類とする。

ただし、移植及び根回し工事は適用除外とする。

## 1-1-1-47 電子納品

### 1. 対象

特記仕様書に明示なき場合は、**電子納品**の対象とする。

### 2. 成果品

成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は三重県CALS電子納品マニュアルで定める「工事完成図書の電子納品要領やCAD製図基準など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体（CD-RまたはDVD-Rの場合は2部）等で納品する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを納品する義務はないが監督員と**協議**するものとする。

### 3. 運用

**電子納品**の運用は、「三重県CALS電子納品運用マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」による。

### 4. 電子化

発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料のCAD等電子化については監督員と**協議**するものとする。

【分冊 2】

# 三重県公共工事共通仕様書

令和 2 年 8 月

令和 2 年 1 1 月一部改定

令和 3 年 4 月一部改定

令和 3 年 7 月一部改定

令和 4 年 7 月一部改定

令和 5 年 2 月一部改定

三 重 県

